

## 公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団 選考委員会規程

### (設置)

第1条 公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団（以下「この法人」という。）は、この法人が行う助成事業の対象となるものを選考するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じて、別に定める基準に応じ、助成金交付に関する事業の対象となるものを選考する。

### (委員)

第3条 委員会は、5名以上20名以内の選考委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、特段の事情がない限りは最大3期までとする。
- 3 委員は、学識経験者を含むものとし、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、委員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 委員は理事会の決議によって解任することができる。

### (選考委員長及び選考副委員長)

第4条 委員会には選考委員長（以下「委員長」という。）及び選考副委員長（以下「副委員長」という。）1名を置く。

- 2 委員長は委員の中から理事会の決議によって選任し、副委員長は委員の中から委員長が選任する。その任期は委員の任期と同様とする。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長は委員長が当たる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。前項についても同様とする。
- 5 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により他の選考委員がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議及び書面表決等)

第6条 委員会の議事は、出席した委員のうち、以下の委員を除く委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(1) 選考対象の推薦者又は共同研究者等の、直接の利害関係を有する者

(2) 選考対象と同じ教室等に所属する関係者等の、特別の利害関係を有する者

2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。なお、電磁的方法による場合は、委員があらかじめ同意している電子メールアドレスを使用しなくてはならない。

3 前項の場合における前条及び第1項の規定の適用については、その委員は出席しかつ決議したものとみなす。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の秘密保持)

第8条 委員は、審議の経過及び結果について知り得た個人情報等の機密事項は秘密を守らなければならない。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 議事録は議長が署名又は記名押印し、理事長に提出する。

(報酬の支給)

第10条 この法人は、委員に対し職務遂行の対価として、以下の報酬を支払うものとする。ただし、委員より辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

(1) 書面審査報酬

① 委員長 300,000円(源泉所得税控除後)

② 副委員長 250,000円(源泉所得税控除後)

③ 委員 200,000円(源泉所得税控除後)

(2) 選考委員会への出席報酬

① 委員長 100,000 円 (源泉所得税控除後)

② 副委員長 75,000 円 (源泉所得税控除後)

③ 委員 50,000 円 (源泉所得税控除後)

(3) 前項以外の、この法人が開催する会への出席報酬 10,000 円 (源泉所得税控除後)

(報酬の支給方法)

第11条 月の初日から、その月の末日までの間に発生した前条に規定する報酬の総額を、翌月末日までに本人の指定する本人名義の金融機関口座に一括して振り込むものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(委員会等の出席にかかる交通費)

第12条 委員会等の出席に係る交通費については、経済的な経路によって計算した実費相当額を支給する。

2 前項の交通費は、委員会等の開催日の翌月末日までに前条第1項と同様の口座に振り込むものとする。

(費用)

第13条 この法人は、委員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日からその翌月末日までに現金若しくは振込みにて支払うものとする。なお、振込みの場合は、第11条第1項と同様の口座に振り込むこととする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2024年 1月 1日より施行する。